さいたま市監査委員告示第１０号

地方自治法第１９９条第１４項の規定により、令和７年１月８日付けさいたま市監査委員告示第１号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和７年３月３１日

さいたま市監査委員　大　内　美　幸
同　工　藤　道　弘
同　谷　中　信　人
同　都　築　龍　太

指摘事項等措置報告書

建設局

指　摘　事　項　等	措　置　状　況
［施設修繕］ 下水道部 下水道維持管理課 ・小深作Ｂマンホールポンプ外水位計修繕 （下維−Ｒ５−Ｐ２０８） 契約の手続において、さいたま市事務専決規程第３条別表第２によると、修繕料の設計金額が２，０００万円を超える支出負担行為の決裁は部長となっており、契約締結の承認も金額にかかわらず支出負担行為と同一となっている。 本修繕は契約金額が２，０００万円を下回ったため、契約の締結を課長決裁としていた。 しかし、決裁はあくまで前述のとおり部長となるため、同規程に基づき、適正に文書処理すべきである。	今後につきましては、さいたま市事務専決規程を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。